

宇都宮市公用自動車車体広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、本市が所有する公用自動車（以下「公用車」という。）への広告物の掲出（以下「広告掲出」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 市が所有する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- (2) 広告主 要綱第4条第3項に規定する市長の承諾又は許可を得て広告を掲出しようとする者をいう。
- (3) 広告取扱者 要綱第4条第3項に規定する広告主に代行して広告掲出に必要な手続等を行う者をいう。
- (4) 広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲出の基準)

第3条 公用車に掲出する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 宇都宮市広告事業掲出基準
- (2) 宇都宮市公用自動車車体広告掲出基準

(広告掲出車両等)

第4条 広告掲出を行う公用車及び広告物の規格は、別表のとおりとする。

2 広告物の掲出位置は、前項の公用車の車体の側面で、市長が定める位置とする。

(契約の方法)

第5条 広告掲出に係る契約は、一般競争入札によるものとする。

2 広告掲出に係る予定価格は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第8条第1項及び第2項の規定により定めるものとする。

(広告主の募集等)

第6条 広告主の募集は、広報うつのみや及び市ホームページへの掲載で行うものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、個別に募集することができる。

(広告掲出の申込み)

第7条 広告を掲出しようとする者は、宇都宮市公用自動車車体広告掲出申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書には、広告原稿を添付しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。
- 4 前項の規定により市長が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合には、申込みを取り下げたものとみなす。

(広告の審査、入札等)

第8条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、第3条に定める基準により、広告掲出の申込みをした者（以下「申込者」という。）及び広告内容について審査を行う。

- 2 入札は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を対象として行う。
- 3 入札者のうち、予定価格以上で、最高価格で入札した者を落札者とする。
- 4 落札となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 5 市長は、落札者が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、決定となった申込者に対しては宇都宮市公用自動車車体広告掲出決定通知書（別記様式第2号）をもって、不決定となった申込者に対しては宇都宮市公用自動車車体広告掲出不決定通知書（別記様式第3号）をもってするものとする。

(年度途中での契約)

第9条 年度途中において広告主のない掲出箇所があり、これに広告を掲出しようとする者があるときは、第5条第1項の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、前条第1項の審査をし、資格要件を満たしていると認められるときは、次条の規定に基づき契約を締結するものとする。
- 3 随意契約により契約を締結する場合における広告掲出に係る料金は、第5条第2項の規定に基づき定めた予定価格を基準とし、これを日割計算により算出した額とする。

(契約の締結)

第10条 前条の規定により広告掲出の決定を受けた申込者は、速やかに宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第2条の規定による屋外広告物の表示の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた申込者は、市長の承諾を得たものとみなし、公用車への広告掲出に係る契約について、市長と締結できるものとする。

3 市長は、承諾をした後の事情変更等により、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるとときは、広告主に対し、広告物の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲出料の納付）

第11条 前条第2項の規定に基づき市と契約を締結した広告主は、市長が定める期日までに第8条第3項又は第9条第3項の規定による料金（以下「広告掲出料」という。）を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

（広告掲出の期間）

第12条 広告掲出の期間は、原則として1年間とする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

2 広告掲出の開始日及び終了日は、広告主又は広告取扱者と市長が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

3 第1項の掲出期間には、広告の掲出及び撤去の作業に係る期間を含む。

（広告物の製作、掲出及び撤去）

第13条 公用車に掲出する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱者は、市長の指定する仕様に従って製作し、掲出し、及び撤去するものとする。

2 広告主又は広告取扱者は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告物の撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主又は広告取扱者が経費を負担して原状回復するものとする。

（広告物の修復）

第14条 公用車に広告物を掲出した後に、公用車の運行に伴う事故等の市の責めに帰する事由により広告物がき損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告掲出の承諾の取消し)

第15条 要綱第8条第3号に規定する市長が適切でないと判断するときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲出料が第11条の市長が定める期日までに納付されないとき。
- (2) 広告掲出の施工が市長の指定する期日までになされないとき。
- (3) 広告主又は広告取扱者が、第10条第3項の規定による広告物の内容等の変更に係る市長の要求に応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。
- (5) その他市長が広告掲出に特に支障があると認めたとき。

2 広告主又は広告取扱者は、要綱第8条の規定により広告掲出の承諾の取消しがなされた場合であって、当該承諾に係る広告掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(申込み停止)

第16条 広告主が前条第1項各号のいずれかに該当したとき又は落札者が落札の決定後において広告掲出を辞退したときは、当該広告主又は落札者が当該年度において第7条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(広告掲出料の還付)

第17条 既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する額は、1月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲出の期間に1月末満の端数があるときは、日割計算により算出する。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

別表（条例第4条関係）

公用車の種別		広 告 の 占 有 面 積
普通乗合自動車	マイクロバス	1. 4 m ² 以内 (左・右各1面) (縦0.5m以下×横1.4m以下×2面)